

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	新田地区 (新田集落)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	28.5	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.0	ha
② うち田の面積	0.0	ha
③ うち畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.4	ha
⑤ 区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	50.0	ha
(参考) 区域内における70歳以上の農業者の農地面積の合計	12.1	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	4.6	ha
(備考) ⑤は、赤穂市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。		

(2) 地域農業の現状と課題

・区域内の6割の農地が5人の担い手等によって耕作されているが、うち3人の年齢は、70才を超えているため、農業後継者等への農地の移行が円滑に実施できるか課題である。 ・担い手等の耕作農地が分散錯雑の状態にある。 ・農地は未整備であるため小区画・不整形であり、効率的な農地の利用ができない。 ・区域内の農地所有者は、市外に居住している者が多数存在しており、ほ場整備の実施や「農振農用地区域」への編入等への合意形成に時間を要する。 ・現状では農地が湿田であるため、水稻以外の作物の栽培が困難である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を主要作物としつつ、ほ場整備完了後は、一部の農地を畑地化し、野菜類等の高収益作物の作付ができるよう担い手等を中心に集落、耕作者全体で検討していく。また市、県と連携してレンゲの鋤き込み等有機・減農薬、減化学肥料栽培に取り組む。 ・規模拡大を目指す担い手に農地の集約化を進めつつ、新たに参入を希望する新規就農者等の受入れが可能となる仕組みづくりを進める。 ・水路、農道等の管理は集落全体で取り組むよう検討していく。 ・ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入等スマート農業の取組について検討する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
ほ場整備を目指し、農地は、担い手への農地の集積・集約化を基本として、農地バンクを活用した貸付を進める。また、当面は耕作を希望する所有者にあっては、土地への愛着も大きいことから、現状どおりの耕作を基本とするが、担い手や受け手農家の省力化・低コスト化についての検討を含めて、集落全体での農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の利用集積率の目標			
現状の集積率	44.2 %	将来の目標とする集積率	今後に検討する %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、53箇所、平均23.8a(令和6年度時点) 1区画が1ha規模のほ場整備実施後は、農地の集約化による担い手等の耕作面積の拡大を目指す。(令和16年度)			

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置(必須項目)

(1)農用地の集積、集団化の取組
区域内の6割の農地が5人の担い手等によって耕作され、集積化が図られている一方、その農地は分散錯圃の状態であり、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、農地の利用調整を行い、集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方法
土地基盤整備事業の着手時には、対象農地は出し手、受け手に関わらず、すべて農地中間管理事業を活用する。また、当面は耕作を継続する農家が営農が困難となった場合にも、農地バンク機能を活用して担い手への付替えを行えるよう集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
農地の効率的な利用のため、令和10年度を目標に土地改良区、受益者等が連携して大区画化・汎用化を目指した土地基盤整備事業に取り組む。また、水利施設等については、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる水稲育苗作業は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、早期に集落全体で検討する。				
②有機・減農薬・減肥料の取組方針 レンゲ等緑肥の鋤き込みにより有機・減農薬・減肥料栽培に取り組む。				
③スマート農業の取組方針 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械の導入について検討する。				
④畑地化の取組方針 高収益作物の栽培のため、一部の農地の畑地化を推進する。				
⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・耕作農家が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。また、農道・用排水路等の維持管理に取り組む。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)※

属性	農業者	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稲	1.6 ha	0.0 ha	※ ほ場整備計画中のため、今後検討する。				
認農	B	水稲	2.6 ha	0.0 ha					
認農	C	水稲	6.3 ha	0.0 ha					
認農	D	水稲	2.1 ha	0.0 ha					
利用者	E	水稲	6.5 ha	0.0 ha					
認就	F	水稲	0.0 ha	0.0 ha					
サ	G	水稲	0.0 ha	19.9 ha					
計	7経営体		19.1 ha	19.9 ha					

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	G	水稻の栽培管理	水稻
2	兵庫西農業協同組合	水稻育苗	水稻
3			
4			
5			

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)
農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(%)	()%
-------------	--	-------------	----------

新田地区 目標地図

